

承認試験機保有者に対する試験委託内規取扱細則

第1条 「承認試験機保有者に対する試験委託内規」により、当審査委員会が承認した試験機保有者に試験を委託する場合は、同内規に定めるほか、次による。

(試験の委託先)

第2条 試験の委託先は承認試験機保有者とするが、当審査委員会の定める試験条件と委託先が保有する承認試験機的能力とを勘案して当審査委員会が選定する。

(試験に係る機密保持)

第3条 委託試験に係る試験試料及び試験の機密事項は、厳格に保持されなければならない。

(試験の立会い)

第2条 審査委員会または試験委託先から試験の立会い要求があったときは、応じなければならない。

(委託試験費用)

第3条 委託費用は「試験料及び登録料等の一覧表」の料金を基本とし、必要があれば委託先と調整することができる。

(試験試料の輸送及び運賃)

第4条 試験試料は、審査委員会が指定する試験委託先と試験依頼者が事前調整のうえ委託試験先の指定する場所へ直送、または持ち込みとする。また、試験終了品は、試験依頼者の指示する方法で試験委託先が依頼者へ返送する。尚、試料の輸送を外部に委託する場合、依頼者からの送付は元払い、試験委託先からの返送は着払いとする。

(試験試料の数量)

第5条 審査委員会の定める適合審査試験基準に基づき、試験試料の必要数については事前に試験委託先と試験依頼者が協議して決定するものとする。

(試験結果等)

第6条 試験成績書は別紙様式とし、試験結果が合格の場合は適合審査委員会と試験依頼者にその結果を直送する。

試験の結果が不合格の場合は、不合格内容が明確に判る資料(定量的視覚的データを含む)を試験依頼者へのみ直送する。

試験合否の判定は、試験委託先の客観的判断に委ねるものとする。

(試験委託の事務手続き等)

第7条 試験委託の事務手続きは、試験依頼者が試験委託先に別紙様式の試験依頼書を発送し、その内容について両者確認と合意の上、試験を開始するものとする。